

国立大学法人富山大学職員任免規則

平成17年10月1日制定	平成19年4月1日改正
平成19年4月26日改正	平成20年4月1日改正
平成20年7月8日改正	平成20年7月22日改正
平成21年4月1日改正	平成23年7月1日改正
平成24年4月1日改正	平成24年10月1日改正
平成26年6月24日改正	平成27年3月25日改正
平成27年12月22日改正	平成28年4月1日改正
平成28年4月21日改正	平成29年6月27日改正
平成30年3月27日改正	平成31年1月29日改正
平成31年3月27日改正	令和元年9月24日改正
令和2年1月28日改正	令和2年12月8日改正
令和4年3月22日改正	令和4年9月27日改正
令和4年10月11日改正	令和5年1月24日改正
令和5年7月25日改正	令和6年1月23日改正
令和6年3月26日改正	令和6年8月6日改正
令和7年3月26日改正	

目次

第1章 総則（第1条～第3条）
第2章 採用（第4条～第9条）
第3章 昇任及び降任（第10条～第13条）
第4章 併任（第14条，第15条）
第5章 休職（第16条～第33条）
第6章 解雇（第34条）
第7章 削除
第8章 任免の手続（第36条～第40条）
附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の任免に関する事項は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よるものとする。

- (1) 採用 新たに本学職員として職に就かせること。
- (2) 昇任 職員を上位の職に昇進又は本給表上の上位の級に昇格させること。
- (3) 配置換 職員の所属又は職若しくは職務を変更させること。（昇任及び降任を除く。）
- (4) 降任 職員を下位の職又は本給表上の下位の級に降格させること。
- (5) 併任 職員を本務のほか、併せて他の職に就かせること。
- (6) 休職 職員の身分を保有したまま職務に従事させないこと。
- (7) 復職 休職中の職員が職務に復帰すること。
- (8) 出向 職員を本学の命令により本学以外の国立大学法人等の業務に就かせること。
- (9) 退職 解雇、懲戒解雇及び諭旨解雇の場合を除いて、職員が職員としての身分を失うこと。
- (10) 解雇 職員をその意に反して退職させること。

（適用職員）

第3条 この規則は、就業規則第2条第1項に規定する職員に適用する。

2 前項の職員の職種、職は別表に定める。

第2章 採用

（職員の採用）

第4条 職員の採用は、競争試験又は選考により学長が行う。

（大学教育職員の採用）

第5条 本学の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「大学教育職員」という。）の採用のための選考は、国立大学法人富山大学教員選考基準（以下「選考基準」という。）により、学術研究部会議の意見を聴いて、学長が行う。

2 本学の特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、病院助教、病院特別助教及び特別研究教授の採用のための選考は、選考基準に準じ、学術研究部会議の意見を聴いて、学長が行う。

3 本学の特別研究員の採用のための選考は、学系会議の意見を聴いて、学長が行う。

（附属学校教育職員の採用）

第6条 本学の校長（併任を除く。）、園長（併任を除く。）、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「附属学校教育職員」という。）の採用のための選考は、学長が行う。

（任期付大学教育職員）

第7条 学長は、国立大学法人富山大学教育職員の任期に関する規則に基づき、任期を定めて大学教育職員を採用することがある。

（臨時的採用）

第8条 学長は、次の各号の一に該当する場合は、雇用の期間を定めて臨時的に職員を採

用することがある。

- (1) 職員が、国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則に基づく育児休業又は出生時育児休業の申出があった場合 同規則第7条又は第23条に規定する期間の範囲内
- (2) 職員（附属学校的女子職員を除く。）が、国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則第22条第1項第6号又は第7号の規定による産前休暇又は産後休暇の承認を受けた場合 その期間の範囲内
- (3) 職員が、国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則に基づく介護休業の申出があった場合 その期間の範囲内
- (4) 女子教職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）に基づく場合 その期間の範囲内
- (5) 職員が、就業規則第11条第1項第1号、第3号、第4号、第6号又は第7号の規定に基づく休職の承認を受けた場合 その期間の範囲内
- (6) その他の雇用の期間を定めた採用の場合 労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条に規定される労働契約の期間の範囲内

（有期労働契約から無期労働契約への転換）

第8条の2 任期又は雇用の期間を定めて採用された職員の平成25年4月1日以降に締結された2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間が5年（大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第7条又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2に該当する教育職員にあっては10年）を超える場合に、当該職員から労働契約法（平成19年法律第128号）第18条に基づく期間の定めのない労働契約への転換の申込みがあったときは、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。

（採用に係る提出書類）

第9条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を採用日から2週間以内に学長に提出しなければならない。ただし、選考時に提出された書類についてはこの限りでない。

- (1) 履歴書
- (2) 入職誓約書（本学所定のもの）
- (3) 健康診断書（採用日前3月以内に受診したもの）
- (4) 資格に関する証明書
- (5) 住民票記載事項の証明書
- (6) 前職がある者にあっては、源泉徴収票、年金手帳及び雇用保険被保険者証
- (7) 給与所得者の扶養控除等申告書（本学所定のもの）
- (8) 個人番号に関する報告書（本学所定のもの）
- (9) その他学長が必要と認める書類

2 前項及び選考時の提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度速やかに、学長に届けなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、国、地方自治体、独立行政法人又は国立大学法人その他これに準ずる機関の職員から引き続き本学の職員となった者については、同項に掲げる

書類のうち一部を省略することができる。

- 4 提出書類に虚偽、経歴の詐称、又は記載すべき重要事項に不備があるときは解雇することがある。

第3章 昇任及び降任

（職員の昇任）

第10条 職員の昇任のための選考は、学長が行う。

- 2 前項の選考は、総合的な能力の評価に基づき行うものとする。

（大学教育職員の昇任）

第11条 大学教育職員の昇任のための選考は、選考基準により、学術研究部会議の意見を聴いて、学長が行う。

（附属学校教育職員の昇任）

第12条 附属学校教育職員の昇任のための選考は、学長が行う。

（降任）

第13条 職員は、役員会の審査の結果によるものでなければ、降任されることはない。

ただし、就業規則第9条第1項第4号、第9条の2又は第9条の4第3項の規定による降任の場合は、この限りでない。

第4章 併任

（併任ができる場合）

第14条 学長は必要に応じて、併任を命じることがある。

（併任の解除及び終了）

第15条 学長は、併任を必要とする事由が消滅した場合においては、すみやかに当該併任を解除するものとする。

第5章 休職

（休職中の職員の保有する職）

第16条 休職中の職員は、休職にされた時占めていた職又は休職中に異動した職を保有するものとする。

- 2 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

（病気休職）

第17条 就業規則第11条第1項第1号の規定により職員を休職にする場合、同号の規定による休職の期間を更新する場合、又は休職期間満了前の復職は、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。

（研究休職）

第18条 就業規則第11条第1項第3号の規定による休職の承認を求める場合には、学長に申請するものとする。ただし、単なる知識の習得又は資格の取得を目的とする場合は該当しない。

第 19 条 職員は、就業規則第 11 条第 1 項第 3 号の公共的施設の指定を受けようとする場合には、学長に申請するものとする。また、同号の公共的施設及び国際事情の調査等の業務の指定を受けようとする場合にも、学長に申請するものとする。

（共同研究休職）

第 20 条 職員は、就業規則第 11 条第 1 項第 4 号の規定する休職の承認を求める場合には、学長に申請しなければならない。また、同号の施設の指定を受けようとする場合にも、学長に申請するものとする。

（研究成果活用企業役員兼業休職）

第 21 条 職員は、就業規則第 11 条第 1 項第 5 号の規定による休職の承認を求める場合には、学長に申請するものとする。

2 同号の規定により休職にするためには、同号の規定による承認のほか、国立大学法人富山大学役職員兼業規則第 4 条に基づく許可を得ているものとする。

（派遣休職）

第 22 条 就業規則第 11 条第 1 項第 6 号に規定する日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関等は、次の各号の一に該当するものとする。

（1）日本国が加盟している国際機関

（2）外国政府の機関

（3）外国の州又は自治体の機関

（4）外国の学校、研究所又は病院

（5）その他学長が認める機関

2 同号に掲げる派遣とは、国際協力等のため条約、協定、交換公文、覚書等に基づき、又は国際機関等からの要請に応じて職員を派遣する場合が該当し、単に職員が知識の習得、資格の取得等を目的として調査、研究のため海外へ赴くような場合は、前項に掲げる機関の業務に従事する場合であっても、派遣の対象とはならない。

第 23 条 学長は、就業規則第 11 条第 1 項第 6 号の規定により職員を派遣し休職にさせる場合には、当該職員の同意を得るものとする。

（大学院修学休職）

第 24 条 附属学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭で次の各号のいずれにも該当する場合には、職員は、就業規則第 11 条第 1 項第 7 号の規定する休職の許可を受けて、3 年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（以下「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休職（以下「大学院修学休職」という。）をすることができる。

（1）教諭にあつては教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する教諭の専修免許状、養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

（2）取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状、養護教諭又は栄養教諭の一種免許状について、同法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けよ

うとする場合には有することを必要とされるものをいう。以下同じ。)を有していること。

(3) 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七に定める最低在職年数を満たしていること。

2 次の各号に掲げる職員については、前項の規定を適用しないものとする。

(1) 試用期間中の職員、臨時的に採用される職員及び初任者研修を受けている職員。

(2) 許可を受けようとする大学院修学休職の期間の満了の日(以下「休職期間満了日」という。)の前日までの間又は休職期間満了日から起算して1年以内に就業規則第17条第1項に規定する定年退職日が到来する職員。

(3) 特別免許状(教育職員免許法第4条第3項に規定する特別免許状をいう。)を有する職員。

第25条 前条の規定により大学院修学休職の許可を受けようとする附属学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭は、学長に申請しなければならない。

第26条 就業規則第11条第1項第7号に規定する大学院修学休職者は、職員としての身分を保有するが、職務には従事しない。

第27条 大学院修学休職の許可は、大学院修学休職者が休職又は出勤停止の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 学長は、大学院修学休職者が当該大学院修学休職の許可に係る大学院の課程等を退学したこと又は次の各号のいずれにも該当すると認めたときは、当該大学院修学休職の許可を取り消すものとする。

(1) 正当な理由がなく、当該大学院修学休職の許可に係る大学院の課程等を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。

(2) 専修免許状を取得するために必要とする単位を当該大学院修学休職の期間内に修得することが困難となったこと。

(専従休職)

第28条 職員は、就業規則第11条第1項第8号の規定により休職する場合には、労働組合業務にもっぱら従事することについての学長の許可(以下「専従許可」という。)を受けなければならない。

2 職員は、専従許可を求める場合には、学長に申請しなければならない。

3 学長は、専従許可を与える場合においては、当該有効期間を原則として1年を単位として定めるものとする。ただし、当該労働組合の役員としての在任期間が1年に満たない場合等特別な事情がある場合は、実情に応じ、例外的に特別の有効期間を定めるものとする。

第29条 職員は、専従許可の有効期間の更新を申請する場合には、学長に申請しなければならない。

2 学長は、職員の申請があったときは、専従許可の有効期間を更新することがある。

第30条 就業規則第12条第3項の規定による休職の期間は、職員としての在職期間を通じて5年(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第4号の職員として同法第7条第1項ただし書きの規定により労働組合の業務に専ら従事し

たことがある職員については、5年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることはできない。

第31条 職員は、専従許可を受けた当該労働組合の業務にもっぱら従事する者でなくなったときは、その旨を学長に書面で届け出るものとする。

2 職員から前項の届け出がなされた場合には、学長は専従許可を取り消すものとする。
なお、前項の届け出がなされた場合であっても、専従許可の取り消しがなければ当該職員は復職することができない。

（休職期間の更新等）

第32条 就業規則第12条第1項の規定による休職の期間は、同一の休職の事由（根拠条項）に該当する状態が存続する限り、その原因である疾病の種類、従事する業務の内容等が異なることとなった場合においても、引き続き3年を超えることができない。

2 職員は、就業規則第12条第4項の休職の期間の更新の承認、第5項の休職の期間の設定の承認、又は第6項の休職の期間を更新する期間の設定の承認を求める場合には、学長に申請するものとする。

（復職）

第33条 就業規則第11条第1項第1号から第6号まで及び第8号並びに第9号に掲げる休職の事由が消滅したとき、又は大学院修学休職の許可が取り消されたときにおいては、当該職員が退職及び解雇し、又は他の事由により休職にされない限り、学長はすみやかにその職員を復職させるものとする。

2 休職の期間、専従許可の有効期間が満了したとき若しくは専従許可が取り消されたとき又は大学院修学休職の許可期間が満了したときにおいては、当該職員は、当然復職するものとする。

第6章 解雇

（解雇）

第34条 職員は役員会の審査の結果によるものでなければ、解雇されることはない。

第7章 削除

第8章 任免の手続

（人事異動の通知）

第36条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、職員に人事異動を通知するものとする。
この場合、その異動を発令した時にその効力が発生するが、職員がその異動を了知するまでの間は、当該職員の不利益になるように取り扱うことはない。

- （1）職員を採用し、昇任させ、配置換えし、又は雇用の期間を更新した場合
- （2）雇用の期間を定めて採用された職員が期間の定めのない職員となった場合
- （3）臨時的採用を行い、又は雇用の期間を更新した場合
- （4）併任を行い、又はこれを解除した場合
- （5）併任が終了した場合（組織の改廃によるものに限る。）
- （6）職員に附与される職務に関する名称が変更され、又は附加され、若しくはなくなった

場合

(7) 職員を復職させた場合、休職の期間、「専従許可の有効期間の満了、専従許可の取消し」又は「大学院修学休職の許可期間の満了」によって職員が復職した場合

(8) 職員を出向させる場合

(9) 職員が退職した場合（解雇の場合を除く。）

(10) 職員が定年退職をする場合

（人事異動通知書の交付）

第37条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付して行うものとする。この場合、通知書を交付した時にその効力が発生する。

(1) 職員を降任させる場合

(2) 職員を休職にし、又はその期間を更新する場合

(3) 職員に専従許可を与える場合、又はその期間を更新する場合

(4) 職員を解雇する場合

(5) 附属学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭に大学院修学休職の許可を与える場合

第38条 前条第2号及び第4号に該当する通知書の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、公示送達によりこれを行う。

（通知書の交付を要しない場合）

第39条 第37条各号に掲げる場合で通知書の交付によることができない緊急の場合においては、前2条の規定にかかわらず、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることがある。

（その他）

第40条 通知書の様式及び記載事項、その他任免等に関する手続については、学長が定める。

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日前から休職とされている職員の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、当該期間を更新する際には、この規則を適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年8月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年3月26日から施行する。

別表 職種及び職（第3条第2項関係）

職 種		職		
教育職員	大学	教授		
		准教授		
		講師		
		助教		
		助手		
		特命教授		
		特命准教授		
		特命講師		
		特命助教		
		病院助教		
		病院特別助教		
		特別研究教授		
		特別研究員		
		寄附講座 寄附研究部門		教員
	共同研究講座		教員	
	附属小学校 附属中学校 附属幼稚園 附属特別支援学校		校長（併任を除く） 園長（併任を除く）	
			副校長 副園長	
			教頭	
			主幹教諭	
			指導教諭	
教諭 養護教諭 栄養教諭				
事務系職員	事務局長			
	部長			
	次長			
	課長			
	高度専門職			
	課長補佐			
	専門職			
	係長			
	主任			
	事務職員 技術職員			
	専門業務職員			
教室系技術職員		技術長		
		技術専門員		
		技術専門職員		
		主任技術職員		
		技術職員		
コーディネーター		統括コーディネーター		
		主幹コーディネーター		
		主任コーディネーター		
		コーディネーター		
技能系職員		自動車運転手		
		調理師		
		体育施設等整備員		

	動物飼育員	
	教務助手	
	配管工	
	ボイラー技士	
	電工	
	医療作業員	
	在庫物品整理員	
	検査助手	
	医療機器操作員	
	写真工	
	医療材料工手	
	医療助手	
	看護助手	
医療系技術職員	特命診療助手	
	薬剤師	副薬剤部長
		薬剤主任
		薬剤師
	診療放射線技師	診療放射線技師長
		副診療放射線技師長
		主任診療放射線技師
		診療放射線技師
	栄養士	栄養管理室長
		栄養士
	臨床検査技師	臨床検査技師長
		副臨床検査技師長
		主任臨床検査技師
		臨床検査技師
	リハビリテーション療法士（理学療法士，作業療法士，言語聴覚士）	療法士長
		副療法士長
		主任療法士
		理学療法士，作業療法士，言語聴覚士
	臨床心理士	
	臨床工学技士	臨床工学技士長
		副臨床工学技士長
		主任臨床工学技士
		臨床工学技士
	歯科技工士	
	歯科衛生士	
	視能訓練士	
	病棟保育士	
	チャイルド・ライフ・スペシャリスト	
	認定遺伝カウンセラー	
	救急救命士	
	看護部長	
	副看護部長	
	看護師長	

	副看護師長
	看護師 助産師
	准看護師

備考 この表に掲げる職種のうち、教室系技術職員の職務内容は次のとおりとする。

学部又は学内共同教育研究施設等において、教育職員の指導のもとにおこなう各種研究、実験、測定、分析、検査等の職務